



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社エフ・シー・シー
代表者名 代表取締役社長 松田年真
(コード：7296、東証第一部)
問合せ先 取締役事業管理統括 松本隆次郎
(TEL. 053-523-2400)

「コーポレートガバナンスガイドライン」の制定に関するお知らせ

当社は、平成27年11月24日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンスガイドライン」の制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定の理由

本ガイドラインは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針をステークホルダーの皆様にお知らせすることを目的として制定するものであります。

2. 本ガイドラインの構成

第1章 総則

第2章 株主との関係

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

第4章 取締役会等の責務

詳細は、添付の「コーポレートガバナンスガイドライン」をご参照ください。

以上

コーポレートガバナンスガイドライン

株式会社エフ・シー・シー

第1章 総則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、企業理念に立脚し、株主をはじめ顧客、従業員および地域社会等のステークホルダーからの信頼を高め、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組む。

<企業理念>

「わたしたちは、安全と環境に配慮し独創的なアイデアと技術でお客様に喜ばれる製品を供給することで社会へ貢献します。」

第2章 株主との関係

(株主の権利、平等性の確保)

第2条 当社は、株主の平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使のための環境を整備する。

- 2 当社は、株主総会において株主が適切に権利行使できる環境を整備する。
- 3 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主との建設的な対話)

第3条 当社は、株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、ディスクロージャーポリシーとして開示する。

- 2 当社は、株主との対話を通じて把握された意見等は、取締役会に適切にフィードバックする体制とする。

(資本政策の基本的な方針)

第4条 当社は、将来の成長のために必要な設備投資や研究開発を行い、会社の競争力を維持、強化することで企業価値の向上に努めるとともに、連結業績や配当性向等

を総合的に勘案し、安定した配当を継続する。

(政策保有株式に関する方針)

- 第5条 当社は、顧客や取引先との取引関係の維持、強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、その株式を保有することがある。
- 2 主要な政策保有株式については、取締役会で保有の必要性を検証する。
 - 3 政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該会社の経営方針等を尊重したうえで、保有目的を踏まえた適切な議決権行使を行う。

(利益相反取引)

- 第6条 取締役が自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会で承認を得るとともに、その重要事実を取締役に報告する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

- 第7条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、株主以外の多様なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

第4章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

- 第8条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営方針その他重要な業務執行を決定する。
- 2 取締役会は、法令、定款に定められた事項のほか、取締役会規程により取締役会の決議事項を定める。
 - 3 取締役会は、内部統制の整備をはじめ、適切なリスクテイクを支える環境を整備する。

(取締役会の構成)

- 第9条 取締役会は、定款に定める15名以内の適切な人数で構成し、そのうち1名以上は独立社外取締役とする。
- 2 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう構成する。

- 3 東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、社外取締役の独立性に十分配慮する。

(取締役候補者の指名方針)

第10条 取締役は、人格、見識に優れた人物であることに加え、高い倫理観を有する者とする。

- 2 取締役は、当社の業務に関する専門的見地と豊富な経験を有する人物または出身分野における専門的見地と豊富な経験を有する人物とする。
- 3 取締役候補者は、取締役会決議により決定する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役会は、定款に定める4名以内の適切な人数で構成し、そのうち半数以上は独立社外監査役とする。

- 2 監査役会には、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を含むものとする。
- 3 東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、社外監査役の独立性に十分配慮する。

(監査役候補者の指名方針)

第12条 監査役は、人格、見識に優れた人物であることに加え、高い倫理観を有する者とする。

- 2 監査役は、当社の業務に関する専門的見地と豊富な経験を有する人物または出身分野における専門的見地と豊富な経験を有する人物とする。
- 3 監査役候補者は、監査役会の同意を得て取締役会決議により決定する。

(役員報酬の決定方針)

第13条 役員報酬等は、健全かつ適切なインセンティブの設定となるよう、その役割・責務に相応しい水準とし、職務執行の対価としての役員報酬と中期経営計画に基づき設定する事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与によって構成する。これらは、株主総会で承認された限度額の範囲において、取締役については取締役会決議に基づき、監査役については、監査役の協議に基づき支給する。

(取締役会の実効性評価)

第14条 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要について開示する。

(取締役・監査役に対する研修)

第 15 条 当社は、取締役および監査役に対し、就任時に研修を実施し、経営、法令、財務等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割・責務を十分に理解する機会を提供する。就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を提供する。

以上